

生石高原における無人航空機飛行許可申請書

申請日： 令和7年11月15日

紀美野町長殿

無人航空機の飛行を行いたいのので、下記のとおり申請します。

申請者	氏名	森尾 智一		団体名	KMAグライダー委員会	
	住所	639-2101 奈良県葛城市疋田38-19				
	電話番号	08038376438		メール	sailplan@m4.kcn.ne.jp	
飛行詳細	利用目的	趣味のラジコングライダーの飛行				
	飛行日時	令和7年11月27日 08時00分～16時00分			予備日	-
	飛行区域	C区域;			構成員	8 人
						
飛行機体	飛行機体名	別途資料				
	バッテリー含む重量	100g以上				
加入保険	保険会社名	別途資料				
	商品名	別途資料				
	補償金額（対人）	100,000,000円		補償金額（対物）	100,000,000円	
無人航空機登録制度	登録記号	別途資料		有効期間終了日	令和10年7月15日	
備考	11月22日(土)～24日(月) & 27日(木)～30日(日) を申請致します。なにとぞ宜しくお願い致します。					

航空法及び関係法令、無人航空機の飛行ルールを遵守して飛行を行います。

無人航空機(ドローン、ラジコン機等)の安全な飛行のためのガイドラインを遵守して飛行を行います。

上記ガイドラインの注意事項についても、遵守した上で飛行を行います。

「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドラインを遵守します。

飛行に関して事故や損害が発生した場合等については、自己の責任において弁償・賠償等を行い解決します。

発生した事故・損害等に関して、紀美野町には一切の迷惑及び損害をかけません。

許可日： 令和7年11月17日

申請のとおり、無人航空機を飛行させることを許可します。

ただし、飛行に関して発生した事故・損害等に関して、紀美野町は一切の責任を負いません。

住所 和歌山県海草郡紀美野町動木287番地

職名 紀美野町長

氏名 小川 裕 康

(公印省略)

無人航空機(ドローン、ラジコン機等)の安全な飛行のためのガイドラインより注意事項(抜粋)

※国土交通省ではガイドラインですが、生石高原では遵守事項となります。

(1) 飛行させる場所

飛行前に、飛行を予定している空域が緊急用務空域でないか、必ず確認してください。

空港等以外の場所でも、ヘリコプターなどの離着陸が行われる可能性があります。航行中の航空機に衝突する可能性のあるようなところでは、無人航空機を飛行させないでください。

操縦ミスなどで無人航空機が落下した際に、下に第三者がいれば大きな危害を及ぼすおそれがあります。

第三者の上空では飛行させないでください。

不特定多数の人が集まる場所の上空では飛行させないでください。

自動車等は、目視の範囲外から突然高速で現れることがあります。そのため、それらの速度と方向も予想して、常に必要な距離(30m)を保てるよう飛行させてください。

高圧線、変電所、電波塔及び無線施設等の施設の付近ならびに多数の人がWi-Fiなどの電波を発する電子機器を同時に利用する場所では、電波障害等により操縦不能になることが懸念されるため、十分な距離を保って無人航空機を飛行させてください。

(2) 飛行させる際には

無人航空機は風の影響等を受けやすいことから、飛行前には、

- ・安全に飛行できる気象状態であるか
- ・機体に損傷や故障はないか
- ・バッテリーの充電や燃料は十分か

など、安全な飛行ができる状態であるか確認するようにしましょう。

周辺に障害物のない十分な空間を確保して飛行させるよう心がけましょう。

特に無人航空機の飛行速度が出ている際には、法令で定められている距離(30m)以上に余裕を持った距離を人や物件から取りましょう。

リモートID機能を有する機器を装備している場合には、正常に作動しているか確認しましょう。

飛行させる場所に多数の人が集まることが判明した場合には、無人航空機が落下した際に第三者に危害を及ぼすおそれがありますので、無人航空機を飛行させないでください。

航空機との接近又は衝突を回避するため、航空機を確認した場合には、無人航空機を飛行させないでください。

他の無人航空機との衝突を回避するため、他の無人航空機を確認した場合には、安全な間隔を確保して飛行させてください。また、衝突の恐れのある場合には地上に降下させてください。

国土交通省から、災害等による被災地周辺での捜索救難機の安全を確保するための飛行自粛等の要請があった際には、無人航空機の不要不急の飛行は控えてください。